「都市計画マスタープラン見直し素案」に対する
書面によるご意見の要旨及び市の考え方

多くの貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。
いただきましたご意見・ご質問につきまして、下記のとおり市の考え方をお示しいたしますので、ご一読くださいますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

お問合せ先
吹田市役所　都市整備室
担当：清水、武田
TEL：06-6384-1968
FAX：06-6368-9901
mail：tosiseib@city.suita.osaka.jp

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
1	公共交通	駅周辺の整備を各地行われていて、防犯等も含め、その土地（町）の顔となる場所が明るくなるのはとてもよいことだと思います。ただ、そこに行くまでの手段はどうすればよいのですか？ 高齢者は、自家用車を手放すようになりタクシーを利用し（相乗り）されています。 福祉バスは現在廃止されている所もあります。元気ではつらつとした人の為でなく、不自由な思いをされている方のために、何とか福祉バス（民間バス会社より安価で）を再稼働していただけないでしょうか？ 弱者といわれる方達の為に（障がいを持たざるをえなかった方や、子ども達、妊婦さん、高齢者、不登校生etc）手をさしのべて（その家族の方も）下さるような施策もご一考お願い致します。	「歩行者や自転車の空間整備」について満足度が低く、今後の重要度が高いという市民アンケート結果を踏まえ、p26「2-1道路・交通施設」やp42「安心のまちづくり方針」にお示ししているとおり、公共交通の利用促進やバリアフリー化を推進していきます。
		現在の計画案は大変素晴しいものだと思いますが、自然現象により想定外のことが起こります。 又、国の法の改正等も含め、柔軟な発想もお持ち下さるようお願い致します。 加えて、臨機応変に早急な対応をできる人、判断できる方の（人の）育成をお願い致します。	地区ごとの様々な課題とそれに対する迅速かつ柔軟な対応が求められていることから「地区まちづくり構想」制度を創設しました。今後は住民の皆様が地区特有の課題解決に向けた構想づくりを進めていただけるよう、専門家をアドバイザーとして派遣するなど、まちづくり活動を支援していきます。

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
2	自転車道	歩行者、自転車の安全性に関して 千里山駅周辺まちづくりにおける自転車道の整備について、点を作っても仕方がないと言われたが、できるところから整備すべきではないか。	P26「2-1道路・交通施設（1）」にお示ししているとおり、「歩行者や自転車等の安全で快適な交通の確保」に向け、安全で快適なみちづくりを推進します。
	雨水対策	上の川の浸水被害対策に吹田市も取り組んでほしい。	p30「2-3水道・下水道・河川（3）」にお示ししているとおり、河川事業との連携を図りながら総合的な雨水対策を進めていきます。
	無電柱化	災害に強いまちづくり バリアフリーとも関連して、全国で災害が多発している現状を踏まえ、無電柱化の導入を進めてほしい。	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。 なお、ご指摘の点を踏まえ、p36「4-1市街地の防災性の向上」を一部修正しました。
3	財政基盤	説明会に出席させていただきました。 皆様ご要望を仰っていたように思います。 すべて実現するためには途方もない財源が必要だと思います。しかし、これからの我が国の財力を考えるとき、すべて行うことはほぼ不可能です。費用と効果と財力のバランス感覚について市民みんなが持つべきだと思います。 市もそのことをもっと言えばよいと思います。	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。 なお、都市施設の整備に関しましては、p25「基本的考え方」にお示ししているとおり、未整備の都市計画施設について、その必要性や実現可能性の検証を行いながら、計画的な整備を図ります。
4	ｽﾏｰﾄｼﾃｨ	スマートシティ等の街づくりの思想を今回のマスタープランの見直しには具体的に反映して欲しい。	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。 なお、ご指摘の点を踏まえ、p15「(5)環境問題に関する課題」を一部修正しました。

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
4	千里NT	来年度制定されるニュータウン再生新法の趣旨を今回の見直しに反映して欲しい。 新聞情報では千里ニュータウンが主な対象となっており、今後10年を見通すプランでは、この法案を反映しないプランでは、見直しの意義はないと思う。（小学校跡地の開発の考え方等）	ご指摘のような国の動向等を踏まえ、見直しを進めていきます。
	環境	次世代に向けた具体的街づくり像を表現した内容にして欲しい。特にJR操車場跡地開発や、万博公園の開発、そして南吹田駅周辺開発は、来年度以降順次開発が完成していく街づくりであり、そこの地域の指針はより具体的なインフラ整備の方向性が書くことができない。そのうえで、次世代自動車であるEVや、FCVの電気スタンド等の整備やシェアードカー、自転車専用レーン、そして医療等の関連ソフトが住民に使い勝手の良い形で提供されるような街づくりとなるような表現を入れて欲しい。	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。 なお、ご指摘の点を踏まえ、p15「(5)環境問題に関する課題」を一部修正しました。
5	構成	策定から10年経過したから見直すということであれば、策定から期間が経過している第3次総合計画に「即して定める」のは矛盾するのではないか。先に見直す都市計画マスタープランの内容を総合計画に反映するべきではないか。	都市計画マスタープランは、都市計画法及び自治基本条例の規定に基づき、吹田市総合計画を上位計画として策定するものです。 総合計画の見直しの際には、都市計画マスタープラン見直しの要素となった社会経済状況の変化等を踏まえた検討を行います。
	構成	p.4の「1本市の特徴」は、福祉、教育など市の特徴を総合的にとらえたものではないため、「1都市計画から見た本市の特徴」とすべきではないか。	都市計画マスタープランにおいて踏まえるべき「本市の特徴」としてお示ししています。
	構成	「特徴」は、より客観的に記述すべきではないか。例えば、「拠点分散、中心拠点がない」「山、大きな河川、海がない」「近隣自治体との境界が不明確」「3/4世帯が集合住宅」「東西交通が弱い」など。	都市計画マスタープランにおいて踏まえるべき「本市の特徴」として、数値等のデータを用いて、できる限り客観的な記述となるよう努めているところです。

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
5	拠点	p.21拠点＝交通拠点で良いのか。定住者の視点での拠点もあるはずであり駅周辺＝拠点は安直ではないか。	p18「都市空間の将来像」において、様々な都市機能が集積し、市民や企業の活動が活発に展開される場を「都市拠点」、その他の鉄道駅周辺を「地域拠点」と定義し、それぞれの特性を踏まえたまちづくりの方向性をお示ししています。一方で、生活利便施設や福祉施設などの生活者から見た「拠点」については、p22「1土地利用誘導の方針」の「基本的考え方」にお示ししているとおり、都市機能や居住機能の適正な立地誘導に努めます。
	道路・公園等	道路政策として市は「歩行者>自転車>自動車」の順に重点を置く事を記述すべきではないか。「みどり」「公園」も含めて、道路公園部の方針を都市マスに反映し切っていないのではないか。	ご指摘の点を踏まえ、p26「2-1道路・交通施設」を一部修正しました。
6	バリフリ	42ページ「7安心のまちづくり方針」について。 まず、「7-1バリアフリーのまちづくり」について、今年1月に日本政府が批准した障害者権利条約では、社会には障害のある人も存在していることを前提に「ユニバーサルデザイン」の考え方を都市整備の基本とすることが求められています。既存施設のバリアフリーからさらに踏み込んで、今後の都市整備は「ユニバーサルデザイン」を基本とすることを盛り込んで下さい。	p42「7安心のまちづくり方針」の「基本的考え方」にお示ししているとおり、ユニバーサルデザインの理念に基づいて、都市環境の整備に努めます。
	福祉施設	次に、「7-3福祉施設等」について、現在第4期障がい福祉計画素案に対するパブリックコメント募集が行われていますが、素案では障害者のグループホームの整備が大きな課題となっています。家族の高齢化によりますますニーズが高まっている中で、2017年度末までに540人分の受皿整備が目標とされています。 現在、260人分の到達ですので、その整備の具体的方策が必要です。一方、消防法や建築基準法の改正により、スプリンクラーの設置や100㎡を超えると寄宿舎扱いとなり、これまでのように一般賃貸住宅での開設が事実上困難になっています。	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。なお、ご指摘の点を踏まえ、p42「7-1福祉のまちづくり」を一部修正しました。

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
6		見直し素案では、認知症高齢者グループホームの例示のみですが、障害者グループホームの整備も都市計画の課題として明記し、必要な対策が検討されるようにして下さい。 また、住宅確保については、公営住宅での障害者向け住宅の整備と併せて、福祉型借上公共賃貸住宅（現在30世帯）の拡充など、民間での整備を誘導することもさらに検討が必要です。	
7	構成	都市計画マスタープランは総合計画に即して定められるものであるが、あまりにも文末に「努める」とか「めざします」などの言葉が多く使われていて読んで理解に苦しみました。マスタープランですから5W1Hで分かりやすく表現していただけたら良かったと思います。	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。
	公園等	マスタープランの中に、過去に構築された資源（例、武道館・体育館等、館内には極端に言えば夏暑く冬寒く梅雨時雨漏りする等）をどのように管理運営し、維持していくかなども定める必要があるのではないでしょうか。例えば、総合計画のｐ149の写真のように千里南公園・池などは船が浮かび又のんびりと釣する人もいました。今では芝生は雑草が生え、子どもたちも裸足では走れない状態です。万博公園のように芝生もきれいにすると天気の日は親子で弁当をひろげることができ若い人たちが集まってくるでしょう。	p25「2都市施設の整備方針」にお示ししているとおり、長期的視点に立った計画的な維持管理・更新により適切にその機能の保全を図ります。 また、p28「2-2公園・みどり」にお示ししているとおり「みどりの基本計画」に基づき、防災、環境、教育等の社会要請に応じた公園づくりをめざします。
	地域地区	P9の特別用途地区の指定について万博記念公園はどのように見直されたのですか。近くに中・高学校がありますが、それとの関係は如何ですか。	万博記念公園の南側においては、スポーツ・レクリエーションの拠点として相応しい用途を誘導するため、平成23年（2011年）3月に特別用途地区を都市計画決定しています。その内容は、パチンコ屋、カラオケボックス、住宅などの用途を制限する一方、劇場、映画館、観覧場、店舗等の用途について緩和しています

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
7	道路	長期未着手の都市計画道路について、箕面摂津線の府道は変更・廃止に含まれるのですか。	平成25年（2013年）8月の都市計画道路の見直しでは、都市計画道路・箕面山田線（府道箕面摂津線）について変更・廃止等は行っていません。
8	にぎわい	また、一部の近隣センターにスーパーマーケットのないところがありますが、全ての近隣センターにスーパーマーケットを設けるようにすべきです。	千里ニュータウンの近隣センターについては、p22「1土地利用誘導の方針（2）商業業務系市街地」にお示ししているとおり、快適で利便性の高い近隣サービスの核となるよう誘導を図ります。
	公共交通	北大阪急行、大阪モノレール、阪急電鉄の各鉄道線にもう少し多くの駅をニュータウン内につくるように要請してほしいです。 ニュータウン以外のエリアにも北大阪急行、大阪モノレール、阪急電鉄、JR西日本の各鉄道駅にもう少し多くの駅を吹田市内に作るべきです。 万博記念公園～関大前～江坂あたりに高速道路の施設を用いてモノレール線の建設をすべきと思います。これらの地域は鉄道過疎地域がかなり多いからです。	鉄道駅の設置等につきましては、鉄道事業者によってその設置位置や駅間距離などが適正かつ合理的なものとなるよう判断されるものと考えます。
	公共交通	また、市内にくまなくバス路線（コミュニティバスでも可）を走らせて頂けませんでしょうか。	p26「2-1道路・交通施設（3）」にお示ししているとおり、鉄道、路線バス等の利便性向上に努めるなど、公共交通機関の利用を促進します。
9	万博周辺	ガンバサッカースタジアム及びエキスポランド跡地複合施設完成後の道路上の問題、交通渋滞等の問題発生時の対応について住民の声に耳を傾けて頂きたい。	p38「5-3快適な都市環境の創造」にお示ししているとおり、大規模開発事業に対して、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」などに基づき、環境に配慮した取組の誘導を図ります。なお、当該事業については、同条例に基づく手続きにおいて、事業者は供用後の環境影響について事後調査を実施することになります。
	防犯	山田地区に警察署を新設してほしい。	警察署の新設につきましては、本市北部地域における（仮称）吹田第2警察署の設置に向け、大阪府、吹田警察署及び大阪府警察本部に対し、毎年要望を続けているところです。

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
9	環境	高速道路近くの防音壁の新設を願う。（万博外周）	p38「5-2健康で快適な生活環境の保全」にお示ししているとおり、「環境基本計画」に基づき、環境汚染の防止をめざします。
10	無電柱化	吹田市は、大きく分けてJR吹田駅を中心とする旧市街地域と千里ニュータウンを中心とする緑豊かな住宅地域に二分されている。 旧市街地は、必ずしも計画的に街づくりされた地域ではないと思われ、緑も少なく、道路も狭いところが多い。その狭い道路に電柱が林立しており、交通の障害になっているばかりでなく、街の景観も損なっている。 電柱の地中化を図り、10年後、20年後には「電柱のない吹田の街並み」をプランのひとつとして検討していただきたい。	p40「6-3調和とめりはりのある景観の創出と育成」にお示ししているとおり、電線類の地中化や街路樹の植栽などにより、魅力ある道路景観の形成に努めます。
11	地区まちづくり構想	1.改定にあたって　p1 「地区まちづくり構想制度」については、p.61～62に記述がありますが、「構想」の構想が描けません。 マスタープランは都市計画の基本的方針の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋をつけるものとされています。P.2位置付けによると、上位計画たる吹田市総合計画及び大阪府北部大阪都市計画区域マスタープランに即して定めると位置づけられています。 一方、地区まちづくり構想における「地区」（適切なまとまりのある空間の範囲）で、当該地区の住民等の間で一定の合意形成が図られていることを前提とし、かつ「本マスタープランに即した」発議が、果たして住民等が主体となってできるか、大いに疑問です。 一方、吹田市自治基本条例の第5条(2)では市民参画の原則が示され、参画とは「市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動する」と定義（同第3条(2)）されています。 「地区まちづくり構想制度」への想いは共感できますが、構想（筋道を立てて考えを組み立てる）段階としては理解できません。もっと詳しい表現が必要かと思います。	地区ごとの様々な課題とそれに対する迅速かつ柔軟な対応が求められていることから「地区まちづくり構想」制度を創設しました。この制度については、地域の実情に合った柔軟な運用を目指す観点から、p61～p62では、その制度の枠組みのみをお示ししています。

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
11		ちなみに、当北山田地区での経験として、万博公園隣接の三井不動産による複合施設及びサッカースタジアムでは、構想の初期段階での情報提供がなく、具体化計画ができて初めて説明会が開催されました。説明会は事業者主催で、吹田市職員も同席されましたが、環境アセスメント等の個別の質疑応答までにとどまっていたと記憶します。 このような説明会形式の情報提示は、本市に限らず他の自治体でも同様で、説明会開催実績と参加者からの意見や苦情の、いわばガス抜きのための行事としか機能しません。 その結果、市民の他者（特に行政）依存体質が繰り返し刷り込まれることにつながっていると言えます。	
	構成	2.本文記事及び付図について 1)都市間・拠点市街地間のネットワークの形成　p.19 枠内の軸線についての記述が分かりずらいです。鉄道系と道路系とは、区別して表記（例えばフォントを変える）した方が良いです。併せて名称そのものや統一性も見直してください。 資料の読み手として、一発で理解できることが望ましいです。 例：広域軸 　〇（道路の御堂筋線は、⇒新御堂筋線） 　〇（大阪モノレールは、大阪モノレール線）など 2)各種の付図が見にくい 各図の線類の表示を、できるだけ統一してほしいです。例えば… 市境界は、一点破線（なるべく細線） 鉄道は、JR線とその他私鉄線を区別するなど 道路は、色別の太い実線 高速道路の破線はヤメて実線の二重線で 鉄道・道路の線名は路線に沿ってカッコで囲み、地名や駅名などと区別	ご意見を参考にさせていただき、より見やすくなるよう図解を修正しました。

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
11		例：・都市空間の将来像図　p.21 名神高速道・中国自動車道は二重線に、市域界は細線に変更し、かつ凡例欄に追加表示する。 ・類型別土地利用図　p.23　他にp.27、p.29、p.35など 市域界の線が太い・細いなど不統一、かつ断裂があり、紛らわしい。 その他の付図も、これに倣って見直してください。 せっかくの付図ですから、本文との関連で読み手の理解を最優先にして欲しいです。	
	構成	3.まちづくりの進め方について p.15（6）まちづくりの進め方についての課題 最終パラグラフの、「地域住民などまちづくりに関わる多様な主体の参画、協働を、これまで以上に進めていくために、身近な地域の特性を生かしたまちづくりを支援する仕組みづくり…」の中身が不明です。つまり都市計画マスタープランと、読者たる地域住民との距離を縮める必要があります。 プランは、願望や動機によって策定・立案されますが、時を経て結果を振り返って評価した結果、見直しがなされるべきです。 例えば、万博記念公園南側の複合施設及びサッカースタジアム建設に関して、平成16年に策定したマスタープランでは、どのように記述されたか不知ですが、今回の見直し素案にも記事が見当たりません。 当該用地は、小生の手元の「都市計画地域地区指定図（平成7年版）」では第2種住居地域とされていますが、当見直し素案p.57　10-4山田・千里丘・万博記念公園周辺図では「文化・スポーツ・レクリエーションのまちづくり」と表示され、さらにp.23類型別土地利用図では、「住宅系市街地」、p.35市街地開発事業区域図では、市街地整備対象外とされています。 見直しの機会に、これらについて主な経緯と変更理由の説明が必要です。	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものです。具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。 なお、万博記念公園の南側においては、スポーツ・レクリエーションの拠点として相応しい用途を誘導するため、平成23年（2011年）3月に特別用途地区を都市計画決定しています。その内容は、パチンコ屋、カラオケボックス、住宅などの用途を制限する一方、劇場、映画館、観覧場、店舗等の用途について緩和しています

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
11		当該施設の地区では、それ自体が著しい用途変更であるのみならず、広く周辺地域の受動的負荷のいちじるしい影響を伴う問題の、長期的視野による都市計画の見直しを必要としています。 現状は両施設の開業に伴う交通問題の対応を、主に当該事業者による配慮がなされているに過ぎず、周辺地域を含めた安心・安全のまちづくりへのプランまで見えません。	
	防災	p.37建物被害予測結果図では「建物全壊率：10～20%」、ただし南側隣接地域は30～40%と表示されています。P.36災害に強いまちづくり方針では、4-1市街地の防災性の向上、4-2協働による減災まちづくり、4-3災害復興への備えが記載されていますが、「・・・努めます」止まりです。 広域の対策は、国・府その他との関係が強く、吹田市としてできることは限定的だとは承知しています。しかし吹田市民は、身近な市役所との関係が頼りです。市役所しかできない仕事、すなわち各種の調整機能の発揮には、ぜひ積極的に取り組んで欲しく、都市計画マスタープランの見直し案に、その決意表明を明示してください。	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。
12	無電柱化	1.市街地の防災性の向上 ・電線の地中化推進を項目として追加 　特に消防車の通行上重要なところなどから重点的に推進すること。(千里山駅前西など)	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。 なお、ご指摘の点を踏まえ、p36「4-1市街地の防災性の向上」を一部修正しました。
	防災	・校舎の耐震化100%の早期完了	p36「4-2協働による減災まちづくり」にお示ししているとおり、既存建築物の耐震化の推進に努めます。

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
12	公共交通	2.交通アクセスの便利なまち ・岸辺駅から万博公園・阪大への公共交通機関の整備	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。 なお、p26「2-1道路・交通施設（3）」にお示ししているとおり、公共交通等の整備及び利用促進を図ります。
	道路	・自転車の便利なまちへ専用道路の整備	P26「2-1道路・交通施設（1）」にお示ししているとおり、「歩行者や自転車等の安全で快適な交通の確保」に向け、安全で快適なみちづくりを推進します。
	みどり	3.みどり豊かなまち ・みどりのトラスト制度の導入、農地や緑地の寄附制度	p28「2-3公園・みどり(2)緑の保全と創出」にお示ししているとおり、貴重なみどりを次世代へ継承します。
	みどり	4.公園や緑地保全のボランティア制度の推進	p28「2-3公園・みどり(2)緑の保全と創出」にお示ししているとおり、市民、事業者と連携して保全する取組を行うなど、貴重なみどりを次世代へ継承します。
13	交番	(1)吹田市北山田地区への「交番」設置について ・エキスポランド跡地に建設中の複合施設及び隣接する新サッカー場建設に対する“環境影響”に関し、大阪府、運営事業者への一任は少々危険ではないでしょうか。 ・複合施設にはスポーツ施設、映画館、水族館、130Mの大観覧車が建設される他、約300の店舗が出店するとの事で、予想来場者は年間2,000万人、休日には60,000人を超えるとの運営事業者側から発表されております。 4,100台分の駐車場、駐輪場は1,700台収容を確保するとの事ですが、駐車場及び駐輪場に収容出来ない車両、自転車は周辺の道路への違法駐車及び、空き地等へ放置される可能性が考えられます。 ・隣接する新サッカー場での試合が休日に開催されれば来場者は一日で100,000人近くまで増加し、万博外周道路周辺は大混雑が予想されます。	警察署の新設につきましては、本市北部地域における（仮称）吹田第2警察署の設置に向け、大阪府、吹田警察署及び大阪府警察本部に対し、毎年要望を続けているところです。

No	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
13		特にガンバ大阪をひいきにしている一部のファンが負け試合にアルコールの力を借りて周辺の道路及び建造物等への悪戯等の憂さ晴らし、周辺住民への迷惑行為を実施する危険があります。 北山田地域の安全確保及び万博外周道路及び周辺での交通事故等の抑止目的で交番設置をご提案致します。	
	みどり	(2)吹田市に生息する樹木及び竹林等の緑地帯保全について ・吹田市北部、万博周辺の緑地帯には多くの樹木、竹林が生息しています。 万博周辺の地区珍(特に大阪府管轄)は手入れが行き届いておらず、枯れかかっている樹木、竹林を多く見かけます。 樹木、竹林は根元付近の雑草除去及び間引き処理しないと共倒れとなる可能性が有りますので、早い時期(竹林は筍の状態で除去すれば経費も少なくて済みます！)に処置された方が宜しいかと思います。(大阪府から委託を受けて実施するとのアイディアは如何でしょうか？)	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。 なお、p28「2-2公園・みどり」にお示ししているとおり「みどりの基本計画」と連携し、みどりの保全と創出やみどりのネットワーク形成を目指します。
	工事	(3)下請け業者への工事発注時の立会検査の必要性について ・各種の作業及び工事を下請け業者に発注した場合、工事着工前、中間時点、工事完了時等に担当者が立会い、現状把握の必要が有ると思います。 工事現場周辺住民への配慮、工事内容確認及び作業内容の周知徹底を図り、作業内容に誤が生じないように完了する為に・・・	都市計画マスタープランは、まちづくりの長期的な目標や方向性をお示しするものであり、具体的な施策については、総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、各担当部局が、それぞれの個別計画や実施計画に基づき実施していくことになります。